

愛媛高次脳機能障害者を支援する会「あい」

会 則

第 1 条 (名称)

この会は、愛媛高次脳機能障害者を支援する会「あい」(通称:あい)と称する。

第 2 条 (事務局)

この会の事務局を松山リハビリテーション病院の高次脳機能障害支援室内に置く。

- 2 この会の会計事務局を、代表の自宅(通称:あいの家)に置く。
- 3 事務局は、代表を中心とした会計担当者を含む若干名で構成する。

第 3 条 (目的)

この会は、脳損傷に伴う高次脳機能障害者とその家族が、悩みを分かち合うと共に「高次脳機能障害」について学び、一般社会の人々に広く啓蒙を行い、理解と協力、更に支援を得られる様活動することを目的とする。

第 4 条 (事業)

目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員の相互理解を深めるために、定例会(交流会)などの活動を行う。
- (2) 高次脳機能障害者について正しい知識の普及と支援への理解を深めるために情報の収集及び学習会や講演会を行う。
- (3) 当事者の社会復帰を推進するために、社会への環境作りの働きかけ及び社会復帰をめざしての事業を行う。
- (4) 交通事故撲滅に関わる活動を行う
- (5) その他、必要が生じた活動を行う。

第 5 条 (会員)

会員は、次の者で構成する。

- (1) 正会員は、この目的に賛同して入会した高次脳機能障害者またはその家族。
 - (2) 賛助会員は、この会の活動に賛同した個人または団体。
- 2 この会で得た個人情報、この会の運営上必要とされる場合のみ利用し、いかなる場合でも、会員の承諾なしに外部に公表してはならない。

第 6 条 (経費)

この会の経費は、会員の会費及びその他の寄付で賄う。

第 7 条 (事業年度)

この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第 8 条 (役員)

この会に次の役員をおく。

- (1) 代表 1名
 - (2) 副代表 若干名
 - (3) 幹事 東予地区、中予地区、南予地区に各1名の3名
 - (4) 会計 1名
但し、代表若しくは副代表は兼務することができる
 - (5) 監査役 2名
- 2 監査役は、他の役員を兼務することはできない。
 - 3 役員の仕事は、次のとおりとする。
 - (1) 代表は、この会を代表し、この会則の定めにより会務を統括する。
 - (2) 副代表は、代表を補佐し、必要に応じて代表の代行を行う。
 - (3) 幹事は、定例会の準備・運営を担当する。
 - (4) 会計は、会計業務を担当し、その適正な処理を図る。
 - (5) 監査役は、会計の業務執行状況及び資産の状況の監査ならびに役員の仕事執行状況の監査を実施し、その結果を総会に報告する。
 - 4 役員会は、代表が定期的に招集し、この会の運営に必要な事項を協議する。

第 9 条 (役員の仕事)

役員の仕事は2年とする。但し、再任は妨げない。

- 2 役員に欠員が生じた場合の後任役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

第10条 (総会)

総会は、正会員を持って構成し、年度初めの定期総会と臨時総会とする。

- 2 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。
- 3 総会は、以下の事項について議決する。
 - (1) 事業計画及び収支予算の決定
 - (2) 事業報告及び収支決算の承認
 - (3) 役員を選出
 - (4) 会費の決定
 - (5) 会則の改正
 - (6) その他この会の運営に関する重要事項

第11条 (顧問・相談役)

この会に顧問又は相談役を置くことができ、代表の諮問に応じる。

附則

- 1 この会則は、発足日平成17年11月20日から施行する。
- 2 会費は年会費とする。

(正会員)	一家族	5,000円
(賛助会員)	個人一口	2,000円
	団体一口	5,000円
- 3 この会則は、平成24年4月16日から施行する。
- 4 この会則は、平成25年4月22日から施行する。
- 5 この会則は、平成26年4月20日から施行する。